



連載 指導現場トラブル防止へ

## 埼玉弁護士会がアドバイス

〔第9回〕

### 公道をランニングする場合の注意点



中学2年生のハンドボール部員Aが、他の部員と共に列になつて学校の周囲を持久走中、直前を走る部員の足下から腰あたりを見ながら走っていました。立ち話をしていた女性（76歳）に気付かず、女性は大腿骨骨折などの怪我を負ってしまいました。そこで、女性は学校側に対し、走行方法等についてAに必要な指示をしていなかつたとして賠償請求をしました。

公道をランニングする場合には、選手は道路交通法上の「歩行者」として法律を守る必要があります。このような交通法規を遵守することは当然の前提とした上で、選手のランニング中の衝突事故を防ぐために、指導者がどこまでの指導をしなければならないかは、今回ご紹介したケースで一審裁判所と二審裁判所とで判断が分かれたように、選手の年齢や競技経験、ランニングのスピード、公道上の車両の交通量や見通しの善し悪しなどにより、ケースバイケースではあります。

しかし、選手の年齢が低ければ、例えば、グラウンドなどの敷地から公道に急に飛び出したり、見通しの悪い交差点をスピードを緩めずに曲がることなどの危険性は、いくら注意しても注意し過ぎということはないでしょう。また、高齢者や身体障害者、あるいは、小さな子どもやペットと共に歩いている人などはとつさの動きが取りにくくとも伝えておく必要があります。

公道上の側溝や段差など公道そのものに潜む危険性にも目を配るなど、選手の安全を守るためにには指導者の細かな配慮が欠かせません。指導者は、たかがランニングなどと気を緩めることなく、様々な危険を念頭に、事故を未然に防ぐ意識を持つことが重要です。



**埼玉弁護士会**  
Saitama Bar Association

事案

裁判所の判断

中学2年生のハンドボール部員Aが、他の部員と共に列になつて学校の周囲を持久走中、直前を走る部員の足下から腰あたりを見ながら走っていました。立ち話をしていた女性（76歳）に気付かず、女性は大腿骨骨折などの怪我を負ってしまいました。そこで、女性は学校側に対し、走行方法等についてAに必要な指示をしていなかつたとして賠償請求をしました。

これに対し、二審裁判所（福岡高裁判決 平成5年2月9日判決）は、一般の中学生であれば、進路前方も視野に入れながら走ることは通常の走法として自然に体得し得るものであるから、学校側もこれを前提として指導すれば足りるとして、女性の学校側に対する賠償請求は否定しました。

長距離のランニングでは音楽プレーヤーを使用する選手もいますが、これは、危険を察知できる音を聞こえにくくさせ、周囲の状況に対して注意散漫ともなりますから、事故の危険性を高めます。両耳にイヤホンをして音楽を聴きながらのランニング中、道路の側路帯から車道にはみ出してしまい、後方からの車両のクラクションにも気付かなかつたため、結局車両と衝突して怪我をしてしまった事例もあります。

#### 道路交通法 第10条

- 1項 歩行者等は、歩道又は…路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができます。
- 2項 歩行者等は、歩道等と車道の区別のある道路においては、(原則として)歩道等を通行しなければならない。